

市谷議員再要望項目一覧

令和6年度11月補正分

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>1 淀江産廃計画について</p> <p><u>「専門家会議」のまとめも公表せず、「設置許可」することについて、関係自治会や住民に事前に説明もせず、頭ごなしに、設置許可を出したことに、強く抗議する。</u></p> <p>設置許可の審査に当たり開催されてきた「鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門家会議」は、11月12日の第3回をもって終了した。知事が設置の可否を判断するにあたり、同専門家会議は大変重要な位置づけであった。しかし、会議で紹介された「利害関係者の意見」は、「省略化」され、「専門家に伝わっていないのではないか」「問いへの回答がない」との声が出ている。また、第3回会合での意見やまとめでは、「許可要件に対する異論はない」としつつも、以下のような留意すべき意見や・懸念される事項が明らかになった。(①埋立当初の遮水工は地下水位の上昇で壊れる恐れがあり、地下水位上昇への対応が必要となっていること。②一般廃棄物処分場の堰堤が沈下する可能性があること。③浸出水集排水管の閉塞、揚水ポンプの故障の可能性があること。④浸出水が放流先の塩川や下流農地に影響を与えるおそれは「非常に低い」とされているが、影響ゼロではないこと。⑤遮光マットは紫外線劣化するため張替えが必要になる可能性があること。⑥PFAS等の対策未解明な化学物質への対応について、「国の処理方針」は明らかではなく、受け入れない方針と言うが、どうやって含有の有無を判断するのか。搬入された場合、活性炭処理やRO膜処理で除去可能とあるが、実際の対策は未解明であること。⑦多額の公的資金の投入であるため監査体制の確立が必要であること。⑧処分場への不信感は解決していないこと。⑨長期計画であるため人的体制の確保・引継ぎの問題が生じること)。豊かな地下水があり、5割が軟弱地盤の計画地は、産廃処分場建設には無理がある。知事は、設置許可を取り消すこと。</p> | <p>淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に則り、関係市長（米子市長）から意見を聴取し、周辺住民等の利害関係者から意見書の提出を求め、法が求める以上の分野も含めた専門家の意見を聴取し、これらの結果を踏まえ、施設の安全性など法の求める許可基準への適合を中立交渉厳格に審査し、許可したものである。</p> <p>利害関係者からの意見書の全文は、個別意見聴取において、専門家全員に確認いただいております。また、専門家から聴取した意見の整理は、ホームページ上で公表している。</p> <p>なお、専門家からの施設設置、維持管理等において留意すべき意見は、設置を否定するものではなく、今後の運営に当たってセンターが留意すべき事項であり、県としてもこれらの意見に対するセンターの対応を確認していく。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| <p>2 教員と教室不足について</p> <p>教員不足が解消されていない。例えば、鳥取市立のF小学校では、年度当初から教員配置が定数を満たしておらず、育休1名、産休1名、病休1名に対する代替教員が配置されず、小学校免許を持たない方に臨時免許を発行し、非常勤職員9名で補っており、教職員が努力するにしても、限界がある。また同小学校では、教室も不足し、「図書室」がなく、多目的ホールを仕切って使っているが、狭く、通り道で人が往来し、落ち着いて読書できる状態ではない。また、特別支援学級は3組あるが、2教室をパーテーションで仕切って使っており学習への集中が難しいと感じる。放課後児童クラブは2つあり、一つは専用教室だが、もう一つは図工室を使っている。来年度は1年生が2クラスとなるため、更に教室が不足し、放課後児童クラブが使っている図工室を教室とし、放課後児童クラブは家庭科室を間借りすることが検討されているが、次々と特別教室がなくなり、放課後児童クラブの子どもたちが行き場を追われるようなことで、子どもたちを大切にしていると言えるだろうか。市教委は「いずれ子どもが少なくなるから教室を増やす必要はない」と言っているが、今も教室は不足している。早急に、同小学校の教員不足、教室不足（放課後児童クラブの専用施設設置も含む）を解消すること。</p> <p>教員確保は、採用試験を受験した方だけを登録するのではなく、教員免許保持者の登録制度をつくり、潜在的な力を引き出すようにすること。智頭町は独自に、「おせっかい奨学金」という地元に戻れば利子や元金を補助する制度をつくり、教員の確保にも役立っている。県独自に同様の制度を創設するか（あるいは、県未来人材育成奨学金支援事業の対象に教員を加える等）、市町村事業を支援すること。</p> | <p>市町村教育委員会においては、人口推計や近年の児童・生徒数の増減の傾向等を勘案しながら、必要となる学級数の見込みを立てて、教室不足が見込まれる場合は、状況に応じ他の教室を転用するなど工夫し対応しているところである。御指摘の小学校に関しても、鳥取市が児童数の増減に応じ対応するものとする。</p> <p>放課後児童クラブで使用する施設の状況や施設整備の必要性については、実施主体である市町村において把握・判断しており、市町村が実施する施設整備に対しては国の交付金を活用して県も支援していることから、引き続き市町村と連携しながら必要な支援を行っていく。</p> <p>産休・育休の代員については、現状、年度中途からの確保が困難なことを踏まえ、年度当初から非常勤講師として任用の上、必要性が生じた際に代員に任用替えを行うなどの先行配置を行っている。加えて、離職中の教員免許所有者を対象とした説明会「教職エンカウンターc a f e」を年間複数回実施し、勤務する意思のある者の掘り起こしも行っており、今後も現場の人員確保に努めていく。</p> <p>奨学金については、国において引き続き検討を進めることとされているため、現時点で県単独での支援制度の創設は考えていない。なお、令和6年8月には全国知事会として学部段階の奨学金の返還支援制度創設を要望しており、今後も国の動向を注視していく。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| <p>3 「指導教諭」制度の導入の中止を 「優れた教育指導」の名のもとに、「指導教諭」制度を導入し、給与も加算する案が提案されようとしているが、何が優れた教育なのか、誰が評価するのか疑問である。今、子どもたちは、様々な問題を抱えており、そうした子どもたちよりも、評価者の目を気にして教育活動が行われることになりかねない。そして、本来、チームで育ちあう教員を、こうしたやり方で分断するやり方は、教員の資質を低下させ、教員としてのやりがい奪い、ますます教員不足に拍車をかけることになる。導入を中止すること。</p> | <p>指導教諭の職設置については、エキスパート教員認定制度を発展させ、教育指導を行う教員のモデルをより明確化するとともに、その優れた指導技術等を職務として計画的に広げていくこと等により、学校教育の充実及び指導体制の強化を図ること等を目的とするものであり、中止することは考えていない。導入にあたっては、学校現場にもその目的を説明の上、適切な活用が図られるように努めていく。</p> |
| <p>4 物価高騰への対応について ① 1月補正予算案の提案内容に、物価高騰から県民生活を守る手立てが一つも講じられていない。この間継続してきた光熱費等への支援すらない。これで年越しをと県民に求めるのは余りに酷である。これから冬を迎えるにあたり、切実となってくる灯油・光熱費に対する支援策を講じること。</p> | <p>物価高対策については、国の動向等を踏まえて県としての対策を検討する。</p> |
| <p>②各種手数料（県立病院の診断書・検査料等、運転免許関連、教職員の免許状関連）の値上げが提案されようとしているが、物価高騰の下での更なる負担増に反対である。値上げは中止すること。</p> | <p>各種手数料の額の変更については、所要経費と手数料の額に乖離が生じないよう、受益と負担の公平性の確保を図るため見直すものであり、中止は考えていない。</p> |
| <p>③県人事委員会の調べにより民間よりも低い一般職員の給与等の引き上げは当然であるが、一般職員よりも破格に高額な知事の給与は、県民の生活実態を考慮して、引き上げではなく、引き下げること。</p> | <p>知事等特別職の給与については、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」に意見を聞いた上で、県内民間給与の実態に基づく人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じた改定を行っている。本年度についても同有識者会議において、本県知事の給与が全国最低水準にあること等を考慮し、一般職の職員に準じた改定が妥当との意見がまとめられたことを踏まえ、改定を行うこととしている。</p> |